

様式17(第2条第3項関係)
第1表

電

サービスの種類(細区分) 高速デジタル伝送サービス(その1)

伝送方式の種類

事業者名 NTT東日本株式会社

品目 距離段階	64Kbit/s	128Kbit/s	192Kbit/s	256Kbit/s	384Kbit/s	512Kbit/s	768Kbit/s	1Mbit/s	1.5Mbit/s
15Kmまで	1,883 (608)	737 (184)	2 0	1 0	0 0	0 0	1 (1)	1 0	70 (25)
30Kmまで	346 (122)	158 (11)	1 0	1 0	0 0	0 0	1 (1)	0 0	9 (2)
40Kmまで	137 (37)	127 (11)	1 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	4 0
50Kmまで	67 (21)	31 (3)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	1 0	1 0
60Kmまで	40 (11)	20 (2)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	2 0
70Kmまで	36 (21)	17 (4)	0 0	0 0	0 0	0 0	1 (1)	0 0	1 0
80Kmまで	23 (8)	24 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	1 (1)
90Kmまで	5 (1)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	1 0	0 0
90Km超	59 (21)	23 (5)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	4 0
距離によらないもの	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
合 計	2,596 (850)	1,137 (220)	4 0	2 0	0 0	0 0	3 (3)	3 0	92 (28)

注1 契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別葉とすること。

2 伝送方式の種類(同期及び非同期)ごとに別葉とすること。

3 専用役務のうち主に映像の伝送を行うもの(以下「映像伝送専用」という。)及び人工衛星に開設する無線局を用いて行うもの(以下「衛星通信専用」という。)については、契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに、契約数の合計を報告すること。

4 品目及び距離段階は、契約約款等に定める区分によることとし、対応する回線数を記載すること。

5 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。

6 接続専用回線については、別葉に再掲すること。

7 「距離段階」及び「品目」の項及び欄は、必要に応じ、適宜増減すること。

8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

品目別距離段階別回線数

2026

[illegible]

年3月31日現在

450Mbit/s	合計
0	2,697
0	(818)
0	516
0	(136)
0	269
0	(48)
0	100
0	(24)
0	62
0	(13)
0	55
0	(26)
0	48
0	(9)
0	6
0	(1)
0	86
0	(26)
0	0
0	0
0	3,839
0	(1,101)

